

令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月～12 月）まいわし対馬暖流系群
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 10 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 親魚量が令和 18 年（2036 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数（ $\beta = 0.8$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ② 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとし、TACは当該値を超えない量とする。

（2）令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まいわし対馬暖流系群	453,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

- 1 目標管理基準値：1,089 千トン（MSYを達成するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値：454 千トン（MSYの 60 パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 3 禁漁水準値：65 千トン（MSYの 10 パーセントが得られる親魚量）

（参考 2）TAC及び漁獲実績の推移

単位：万トン

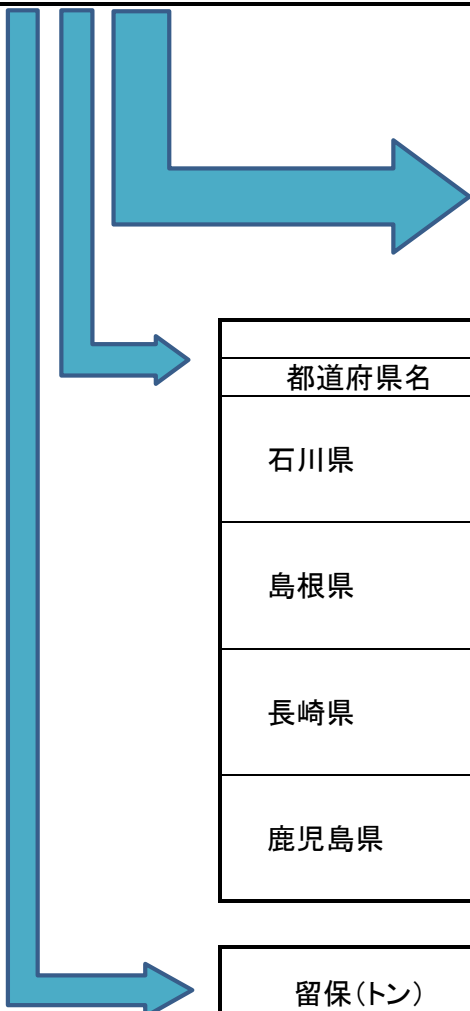
	R8 (2026) 管理年度	R7 (2025) 年	R6 (2024) 年	R5 (2023) 年	R4 (2022) 年
TAC	45.3	32.6	22.2	14.3	9.7
漁獲実績	—	—	14.3	11.2	6.9

2 配分（案）

- （１）ＴＡＣの 20 パーセントを国の留保とする。なお、留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- （２）過去 3 か年（令和 2 年から令和 4 年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。
- （３）配分量は別紙のとおり。
- （４）来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。

令和8管理年度まいわし対馬暖流系群TACの設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まいわし対馬暖流系群	453,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	42,200

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
石川県	83,500	秋田県、山形県、新潟県、富山県、福井県、京都府、兵庫県、山口県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、現行水準とする。
島根県	161,000	
長崎県	33,400	
鹿児島県	5,000	

留保(トン)	90,600
--------	--------